

令和8年度新規補助事業「園芸作物生産振興補助金」

# 「稼げる園芸」への挑戦を応援します！

## ☆ 補助額 ☆

- ① 農業用機械及び農業用ハウス 購入費の 1/2

(上限 50 万円、市推奨作物は 50 万円加算)

※市推奨作物：トマト、ねぎ、たまねぎ、なす、アスパラガス、さつまいも、いちご、しゅんぎく、ブロッコリー、にら、リンゴ

- ② ①を除く生産資材(マルチ、種子など)

(1作物当たり1回限り、10a 当たり5万円)

- ③ 認定新規就農者への加算補助

(10分の1、上限額について 20 万円を加算)



## ☆ 補助要件 ☆

- ① 市内の認定農業者、認定新規就農者
- ② 市内で園芸作物への水稲からの作付転換、新規作付け及び規模拡大に取り組む者
- ③ 同一作物を3ヶ年以上かつ5a以上の作付に取り組む者
- ④ さつまいも関連補助金との併用申請は可能

問い合わせ先 矢板市経済産業部農林課農政担当

電話 0287-43-6210 FAX 0287-44-3324

〒329-2192 矢板市本町 5 番 4 号